

## 動物実験のための教育訓練

動物実験に従事する者は、動物実験委員会が実施する教育訓練を受講しなければならない。教育訓練は、必要に応じて実施するので、あらかじめ委員に申し込みを行うこと。

### 動物実験委員会が実施する教育訓練

- 1.動物実験に関連する法令、条例、指針等および規程等に関する事項
- 2.動物実験等の方法に関する事項
- 3.実験計画書等に関する事項
- 4.安全確保、環境保全等に関する事項
- 5.飼養施設の利用法に関する事項
- 6.各飼養施設での飼育管理に関する事項
- 7.その他の必要な事項(実験手技、動物の取り扱いなど、必要に応じて)

### 実験動物を用いた実験等における教育訓練

実験実習等を担当する教職員が実地指導を行う。担当教員は実験・実習で用いる動物に与える苦痛を軽減するための処置（保定，麻酔，鎮痛剤の投与，安楽死処置など）や，安全な動物の取り扱いについて学生に十分に説明した後，実地指導を行う。

- 1.実験処置の区分がカテゴリA(既に死亡している実験動物を用いる場合,あるいは実習に先立ち予め担当教員等が安楽死処置した実験動物を用いる場合など)は、特に動物実験に関する教育訓練を必要としない。
- 2.実験処置の区分がカテゴリB(動物に与える苦痛は軽微あるいはほとんど与えない場合),及び,カテゴリC(術後回復を伴う実験など)は、担当教員は実習で用いる動物に与える苦痛を軽減するための処置(保定,麻酔,鎮痛剤の投与,安楽死処置など)や,安全な動物の取り扱いについて十分に学生に説明し,実地指導を行う。なお,十分な指導が達成されるために,実習内容を考慮し,学生数に見合った指導者(教職員)数とする。教育訓練の実施状況については,実施報告書(様式4)により報告する。
- 3.実験処置の区分がカテゴリDの実験は、原則として実験実習では実施しない。

※規程の対象となる動物は,哺乳類,鳥類,爬虫類であるが,それ以外の動物種を用いる場合も,担当教員は学生に対し,必要に応じて苦痛の軽減や実験の安全性について教育訓練に努める。